

# 新宮市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

## 1. 目的

本制度は、新宮市立図書館（以下「図書館」という）の雑誌のカバー等にスポンサー広告を募集し掲載することで、新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## 2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という）に雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに配架する。提供雑誌最新号の閲覧用カバー表面及び配架台にスポンサー名、同カバー裏面にスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

## 3. 雑誌の選定

スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」から雑誌を選定する。

## 4. スポンサーおよび広告の対象

- (1) 「新宮市有料広告掲載要綱」に準拠し、第2条の「広告の掲載基準」を適用する。
- (2) 企業、商店、団体等を対象とする。個人は対象外とする。

## 5. 広告の掲載期限

広告の掲載期間は、原則として図書館が掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

## 6. 広告の企画、表示方法

- (1) スポンサー名及び広告の表示物はスポンサー申込者が必要枚数作成し提供する。
- (2) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー表面については、スポンサー名の表示とする。
  - ・表示の大きさ 縦 3 センチ、横 10 センチ以内 地色は白色、文字は黒
  - ・貼付位置 カバー底辺より 4 センチ上部中央付近
- (3) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー裏面については、スポンサー広告の表示とする。
  - ・表示の大きさ 片面印刷A4 判以下を基本とし、当該雑誌カバーに収まるサイズ
- (4) 上記(2)(3)の余白に「この広告は図書館雑誌スポンサー制度によるもので、本誌購入経費に充てられています。」の一文を表示する。
- (5) 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

## 7. 申込みの受付

申込みは、随時受付する。

### 受付場所

〒647-0011 新宮市下本町二丁目2番地の1 新宮市文化複合施設（丹鶴ホール）4階

新宮市立図書館

電話 0735-22-2284 Fax 0735-22-2312

受付日時 図書館開館日の午前9時から午後5時まで

## 8. 申込み方法

雑誌スポンサー制度申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、申込みをする。

(1) 申込書に代表者印を押印して、直接持参、F A X、または郵送で行う。

(2) 申込書に添付する書類

- ・ 広告図案
- ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）
- ・ 役員名簿
- ・ ホームページ等広告内容を示すもの

## 9. スポンサーの選定および広告内容審査

(1) 図書館の審査を経た後、新宮市教育委員会の承認を得て決定し、図書館は雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第 2 号）をスポンサーに通知する。

(2) スポンサーが重複する場合は受付先着順を優先する。同時であった場合は、提供期間の長い方を優先し、提供期間も同じであった場合は抽選とする。

(3) スポンサーは、掲載しようとする広告について事前に図書館と協議するものとする。また、広告の内容を契約途中で変更する際も、図書館と協議する。

## 10. 購入代金の支払い

スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、図書館指定の納入業者にスポンサーが直接支払うものとする。

(1) 支払いはスポンサーが納入業者と協議する。

(2) 振込み手数料等は、スポンサーの負担とする。

(3) スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

## 11. 契約

雑誌スポンサー制度の広告に決定した場合は、覚書（様式第 3 号）を締結する。

## 12. スポンサーの解約

スポンサーが解約を申し出る場合は、2 カ月前までに図書館に書面を提出するものとする。

## 13. スポンサーの責務

スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

## 14. 決定の取消し

図書館は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 申込書の虚偽の記載、その他不正な手段によりスポンサーの決定を受けた場合。

(2) その他、本要綱に定めるスポンサー及び広告の対象とならない場合。